

鈴監第247-2号  
令和4年2月2日

請求人

市川 美代子 様  
吉田 一男 様  
萩森 繁樹 様

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙治  
同 飯田 時生  
同 桐生 常朗



住民監査請求について（通知）

令和4年1月27日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第242条の規定の求める要件が具備されているかについて慎重に審査した結果、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

#### 1 住民監査請求書の請求要旨

提出された請求書の内容から、請求の要旨を次のように解する。

- (1) 鈴鹿市は、令和3年6月21日付けで三重県に対し、公園施設設置等許可申請（以下「本件許可申請」という。）及び都市公園施設使用料減免申請（以下「本件減免申請」という。）を行った。6月28日には、サッカースタジアムの設置及び管理を目的として民間会社2者と多機能複合型（スタジアム）の設置及び管理に関する協定書（以下「本件協定」という。）を結んだ。三重県は6月29日付けで許可を決定した。
- (2) 建設しようとしているサッカースタジアムは、民設・民営による民間企業の施設で、施設使用料を一切免除するほどの公益性があるとは言えない。

い。許可申請は、三重県に財政的損失をもたらす違法又は不当な申請であり、本件許可申請及び本件減免申請の取消し又は撤回を求める。

- (3) 許可の条件とされている原状回復は鈴鹿市が行うものである。サッカースタジアム建設や運営が続行できなくなれば、その場合に発生する財政負担は鈴鹿市が負うことになる。サッカーチームの運営団体は財政的な安定性を欠いているから、その可能性は大きい。
- (4) 市長は、施設の設置管理会社の財産的基礎、資金力や資金計画について独自の審査を怠っている。
- (5) 監査委員は、許可申請に関わった市長及び担当部長に対し、スタジアム撤去費用及び原状回復相当額1億円を市に返還させるべきである。
- (6) 本件協定は違法又は不当であるから、協定の取消し又は撤回を求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は行政上実質的に妥当性を欠くとして「不当」である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

- (1) 請求人が取消し又は撤回を求める本件許可申請及び本件減免申請は、法第242条に掲げる公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担のいずれにも該当しない。また、違法若しくは不当な公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実にも該当しない。
- (2) 次に、市長が財産的基礎について審査を怠っていると主張するが、措置請求の理由の(4)で請求者も述べているように、都市公園法運用指針が望ましいとする審査基準は、許可の審査に関するものであり、本件許

可申請者に課せられる規定ではない。

- (3) 措置請求の理由の後段に述べる本件協定の取消し又は撤回については、違法又は不当であることについての何らの具体的説明や事実証明の添付もない。
- (4) これらの行為の結果、市に損害が発生しているかどうかについて検討する。請求人は、許可の条件とされている原状回復義務があることにより、財政負担を負うであろうことをもって市の損害と主張している。その額をスタジアム撤去費用及び原状回復相当額として1億円としているが、本請求時点で当該損害発生の実態も原状回復のための支出の実態も認められない。

また、設置管理会社の資本金や元役員による金銭要求についての記事などを挙げ、事業運営が頓挫し原状回復費用を負担することになるなどの説明があるが、いずれも将来の可能性を述べるに止まり、客観的に損害の発生が明らかであるとは言えない。原状回復相当額についても、数値の説明やその事実証明についての資料提出はない。

以上のことから、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしていないものと判断する。